

【誓約事項】

誓約	項 目
	申込書等の記載内容が事実であること
	申込者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による申込書等の提出を行った日から起算して過去 2 年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
	社会的に問題が指摘される団体等である、又は当該団体と関係を有している者ではないこと。
	当該申込書に記載する活動を行う際には、政治活動及び宗教活動を行わないこと。

※ 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

- （添付書類） ・ 企業、団体の概要が分かるもの
 ・ 活動内容の詳細が分かるもの